

11.27
緊急集会

12月2日保険証廃止でどうなる？

保険証残そう！マイナ保険証いらない！



■2024年11月27日（水）18時30分 ■かながわ県民センター 1501会議室

▼発言

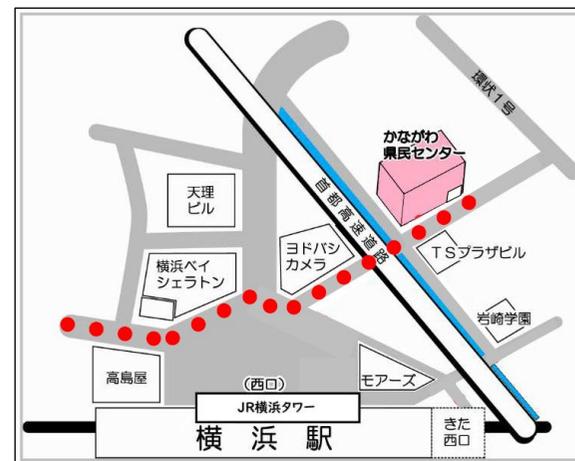
- 知念哲さん（神奈川県保険医協会）
- 原田富弘さん（共通番号いらないネット）
- 小賀坂徹さん（違憲訴訟神奈川弁護団）
- 宮崎俊郎さん（違憲訴訟神奈川原告団）



12月2日の健康保険証廃止まで一ヶ月を切りました。「マイナ保険証を持ってないと受診できなくなるのでは？」と多くの方が不安に感じています。マイナンバーカードを持っていない人・マイナ保険証に登録していない人には「資格確認書」が自動的に届きます。一方マイナ保険証を持っている人も住所や名前が表示されない、顔認証ができないなどトラブル続きで、「資格情報のお知らせ」を発行し常に持参するように呼びかけています。厚労省も不安を払拭するためか、「これまで通りの医療をあなたに」と新聞広告にだしていますが、12月2日以降は保険証の資格確認が8通りにもなり、ますます混乱しそうです。

2022年10月13日河野前デジタル大臣が突然「24年秋に保険証を廃止しマイナ保険証に一体化にする」と記者発表したときから迷走と混乱が続いています。保険証廃止の意義はどこにあるのでしょうか？問題だらけで人気のないマイナ保険証です。今後も健康保険証を使い続けることができるように考えていきましょう。

マイナンバー制度の違憲性を訴えているマイナンバー違憲訴訟神奈川と東京は現在、最高裁に上告しています。医療情報というプライバシーを侵害するマイナ保険証は憲法13条に違反しています。違憲訴訟から見えるマイナ保険証の問題についても考えたいと思います。



主催：マイナンバー違憲訴訟神奈川原告団
(連絡先：080-5052-0270)

<https://nomynumber-kanagawa.blogspot.com/>

●資料代：500円